

建築仕様作業部会の企画・運営にかかるプロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和6年1月10日

日本赤十字社

医療事業推進本部長 渡部 洋一

1 業務概要

(1) 業務名

建築仕様作業部会の企画・運営

(2) 業務目的

今般、赤十字医療施設設備の整備及び維持・管理にかかる仕様を均一化して設備投資の基準を定めることで、より適正な投資を行うことを目的に、建築仕様作業部会を設置することとした。本業務受託者は当部会の部会事務局を支援しながら、主体的に当部会の円滑な企画・運営に参画する。

本委託期間における主な議題は、設計・施工ガイドラインの制定を想定している。設計・施工ガイドラインとは、当グループにおける医療施設建設等の設備投資の基本設計・実施設計作業において、設計・施行业務を円滑、迅速に完了させるための設計・施行仕様を指示するもので、要求するレベルを明確化して仕様を統一することにより設備の上限及び下限を示し、適正な設備投資を目指すものである。

(3) 業務内容

業務委託仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格

(1) プロポーザルに参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を防げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において「役務の提供等」の「303 調査研究」、「304 情報処理」、「319 その他」のいずれかでB等級以上の認定を受けていること。
- (3) プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時点までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は東京都内で行われた不正行為に基づき東京都若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。
- なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時点までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号（日本赤十字社本社 西館4階）

施設名：日本赤十字社

担当者：医療事業推進本部 財務管理部 施設管理課 唐澤

T E L : 03-3437-7072

F A X : 03-3438-1339

メール：iryoyoudo@jrc.or.jp

4 プロポーザル説明書、作成要領等の配付期間、場所

- (1) 配付期間：令和6年1月10日（水）～令和6年1月16日（火）
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで
- (2) 配付場所：上記3に同じ

5 プロポーザル参加表明書等の提出

- (1) 本件プロポーザルに参加を希望する場合は、次に従い、プロポーザル参加表明書、競争入札参加資格の認定通知の写しを提出すること。
 - ア 提出期限：令和6年1月17日（水）
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで
 - イ 提出場所：上記3に同じ
 - ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 本件プロポーザルの参加希望者で、上記2(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者もプロポーザルを提出できるが、参加表明書の提出期限までに一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出し、契約行為者から競争入札参加資格の認定を受けなければならない。申請書は日本赤十字社本社ホームページに掲載の「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書について」を参照のこと。

6 プロポーザルの提出

- (1) 提出期限：令和6年2月14日(水)
土曜、日曜及び祝日を除く10時00分から16時30分まで
- (2) 提出場所：上記3に同じ
- (3) 提出方法：持参により提出すること。

7 プロポーザルの特定及び審査方法

上記6により提出されたプロポーザルにより、原則書面のみで評価する。企画内容、業務に対する理解度、広報展開等を基準とするほか、業務実施体制の妥当性、業務実績等を基準とし、日本赤十字社の選定する評価者により総合的に審査し、契約者を特定する。

※2月15日(木)から21日(水)までの間にヒアリング又はプレゼンテーション等による調査を行う可能性がある。参加者は依頼があった日時における調査について可能な限り協力すること。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨 : 日本語、日本円。
- (2) 契約書作成の要否 : 要。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3に同じ。
- (4) 本件プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (5) 詳細はプロポーザル説明書による。